

広島県告示第九百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十五年一月三日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道古屋吉田線	安芸高田市吉田町上入江字二反所二四五九番一地从先から安芸高田市吉田町上入江字土休二四四五番六地先まで	平成二十四年二月一日